

第202100266662号
令和4年2月15日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県知事 平井 伸治
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置の内容及び許可等の
申請期間並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第1項の規定
により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のと
おり定めることについて、同条第3項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第16条第2項の規定に基づき、許可の有効期間を別紙のと
おり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当

漁業調整担当 本田

電話：0857-26-7316

ファクシミリ：0857-26-8131

(案)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
えびけた網漁業	西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の最大高潮時海岸線から600メートル以遠の鳥取県沖合	5トン以下	220kW(50馬力)以下	6月1日から翌年3月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以東の鳥取県内に漁業根拠地を有する者	1

(2) 小型まき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
とびうおまき網漁業	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	5トン未満	定めなし	5月1日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	1

(3) まき刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
1 そうまきはまち 狩刺網漁業	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	1

(4) 機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
さより船びき網漁業	西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合	5トン以下	定めなし	11月1日から翌年6月30日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以東の鳥取県内に漁業根拠地を有する者	1

(5) こぎ刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
きすこぎ刺網漁業	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	1

(6) かが網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
かわはぎかが網漁業	鳥取県沖合	10トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	4

(7) 固定式刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一重網漁業	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	3
	鳥取県沖合。ただし、中海海域及び境水道に限る。	5トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	1
三重網漁業	日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以東の鳥取県内に漁業根拠地を有する者	1
	鳥取県沖合。ただし、中海海域及び境水道に限る。	5トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	1
磯昼刺網漁業	【赤碕地先】 東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分(真方	定めなし	定めなし	3月1日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。	2

	位、以下同じ。)の線と西伯郡大山町田中 1882 番地と 956 番地の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合。				1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	
--	---	--	--	--	--	--

(8) 小型定置網漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
小型定置網漁業	<p>【淀江地先】 大山町平田地先及び米子市淀江町地先。ただし、次の点アから点エまでを順次直線で結んだ線及び点エと点アを直線で結んだ線により囲まれた海域。</p> <p>点ア 北緯 35 度 28 分 41 秒 東経 133 度 24 分 13 秒</p> <p>点イ 北緯 35 度 28 分 58 秒 東経 133 度 24 分 36 秒</p> <p>点ウ 北緯 35 度 28 分 32 秒 東経 133 度 25 分 05 秒</p> <p>点エ 北緯 35 度 28 分 15 秒 東経 133 度 24 分 42 秒</p>	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 漁業協同組合又は 7 名以上の共同経営体	1

(9) 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
潜水器漁業	<p>【福部地先】 岩美郡岩美町と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分（真方位、以下同じ。）の線と鳥取市福部町と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分の線及び最大高潮時海岸線から 1,500 メートルの線で囲まれた海域</p>	定めなし	6 月 1 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有す	4

				る者 2 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	
<p>【酒津地先】 鳥取市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線の中の鳥取県沖合及び次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線以西の海域</p> <p>点ア 北緯 35 度 32 分 02 秒、 東経 134 度 03 分 48 秒</p> <p>点イ 北緯 35 度 31 分 38 秒、 東経 134 度 03 分 49 秒</p> <p>点ウ 北緯 35 度 31 分 39 秒、 東経 134 度 04 分 11 秒</p> <p>点エ 北緯 35 度 32 分 01 秒、 東経 134 度 04 分 11 秒</p>	定めなし	6 月 1 日 から 8 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	4	
<p>【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線の中の鳥取県沖合。ただし、次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線以西の海域は除く。</p> <p>点ア 北緯 35 度 32 分 02 秒、 東経 134 度 03 分 48 秒</p> <p>点イ 北緯 35 度 31 分 38 秒、 東経 134 度 03 分 49 秒</p> <p>点ウ 北緯 35 度 31 分 39 秒、 東経 134 度 04 分 11 秒</p> <p>点エ 北緯 35 度 32 分 01 秒、 東経 134 度 04 分 11 秒</p>			次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	3	
<p>【泊地先】 鳥取市と東伯郡の境界と最大高潮時海岸線との交点から 342 度 30 分（真方位、以下同じ。）の線と東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と最大高潮時海岸線との交点から 352 度 30 分の線の中の鳥取県沖合</p>	定めなし	6 月 1 日 から 8 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事	1	

				業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	
	【淀江町地先】 西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位、以下同じ。）の線と米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から 13 度 10 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	6 月 1 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	2
	【米子市地先（淀江町地先を除く。）】 米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から 13 度 10 分（真方位、以下同じ。）の線と米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	6 月 1 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	5

(10) あわび漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
あわび漁業	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所	19

				若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	
--	--	--	--	---	--

(11) なまこ漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ漁業	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- (1) 1 (1) ～ (6) に掲げる漁業、及び 1 (7) に掲げる漁業のうち鳥取県に住所を有する者
令和 4 年 2 月 21 日から同月 28 日まで
- (2) 1 (8) ～ (11) に掲げる漁業
令和 4 年 2 月 21 日から同年 3 月 21 日まで
- (3) 1 (7) に掲げる漁業のうち島根県知事から同種漁業許可を受けた者
令和 4 年 2 月 21 日から同月 28 日まで

3 許可の有効期間

- (1) 小型機船底びき網漁業（えびけた網漁業）
許可日から令和 5 年 4 月 30 日まで

(2) 小型まき網漁業（とびうおまき網漁業）

許可日から令和5年4月30日まで

(3) まき刺網漁業（1 そうまきはまち狩刺網漁業）

許可日から令和5年3月31日まで

(4) 機船船びき網漁業（さより船びき網漁業）

許可日から令和5年6月30日まで

(5) こぎ刺網漁業（きすこぎ刺網漁業）

許可日から令和8年12月31日まで

(6) かご網漁業（かわはぎかご網漁業）

許可日から令和6年9月30日まで

(7) 固定式刺網漁業

1) 一重網漁業

ア 県内漁業者

許可日から令和8年3月31日まで

イ 島根県知事から同種漁業許可を受けた者

許可日から島根県の同種漁業許可の有効期間満了日まで

2) 三重網漁業

ア 県内漁業者

許可日から令和5年10月31日まで

イ 島根県知事から同種漁業許可を受けた者

許可日から島根県の同種漁業許可の有効期間満了日まで

3) 磯昼刺網漁業

許可日から令和7年12月31日まで

(8) 小型定置網漁業（小型定置網漁業）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(9) 潜水器漁業（潜水器漁業）

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(10) あわび漁業（あわび漁業）

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(11) なまこ漁業（なまこ漁業）

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

(案)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

小型いかつり漁業(県外船)

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型いかつり漁業	最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合	10トン以上30トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	岩手県に住所又は漁業根拠地を有する者	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月18日から同年3月4日まで

3 許可の有効期間

許可日から令和4年12月31日まで

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について

令和4年2月16日

鳥取県水産課

1 概要

知事は、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならない。公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができる。

2 公示内容の概要について

(1) 許可等をすべき船舶等の数

漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	備考
小型機船底びき網漁業	えびけた網漁業	1	
小型まき網漁業	とびうおまき網漁業	1	
まき刺網漁業	1 そうまきはまち狩刺網漁業	1	
機船船びき網漁業	さより船びき網漁業	1	
こぎ刺網漁業	きすこぎ刺網漁業	1	
かご網漁業	かわはぎかご網漁業	4	
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業	1	新規入漁（岩手県）
固定式刺網漁業	一重網（中海及び境水道を除く）	3	
	一重網（中海及び境水道に限る）	1	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
	三重網（中海及び境水道を除く）	1	
	三重網（中海及び境水道に限る）	1	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
	磯昼刺網漁業	2	
小型定置網漁業	小型定置網漁業（淀江地先）	1	許可期間満了（規則第15条の規定による継続許可等の対象外）
潜水器漁業	潜水器漁業（福部地先）	4	〃
	〃（酒津地先）	4	〃
	〃（浜村地先）	3	〃
	〃（泊地先）	1	〃
	〃（淀江地先）	2	〃
	〃（米子市地先）	5	〃
あわび漁業	あわび漁業（御来屋地先）	19	〃
なまこ漁業	なまこ漁業（御来屋地先）	2	〃

(2) 申請期間

1) 県内に住所を有する者

ア 新規就業・新規着業に伴い公示する漁業

令和4年2月21日(月)から令和4年2月28日(月)まで

(3月中に就業を予定しており、1月以上の申請期間を定めて公示することは当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる。)

イ 許可期間満了に伴い公示する漁業

令和4年2月21日(月)から令和4年3月21日(月)まで

2) 島根県知事から同種漁業許可を受けた者

令和4年2月21日(月)から令和4年2月28日(月)まで

(島根県との調整が調った日から7日間 ※)

※ 中海及び境水道における漁業の二枚許可の取扱いに係る島根県との申し合わせによる

3) 岩手県に住所又は漁業根拠地を有する者

令和4年2月18日(金)から令和4年3月4日(金)まで

(各道県水産主務課と鳥取県水産課が協議して適当と認める日から2週間 ※)

※ 令和4年漁期途中に許可を希望する者への対応として委員会へ諮問済み

【根拠法令】鳥取県漁業調整規則 抜粋

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4～9 略

(継続の許可又は起業の認可)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしななければならない。

(1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

(2)～(4) 略

2 略

3 許可の有効期間の短縮について

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間	備考
小型機船底びき網漁業	えびけた網漁業	許可日から 令和5年4月30日まで	漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。(※3)
小型まき網漁業	とびうおまき網漁業	許可日から 令和5年4月30日まで	〃
まき刺網漁業	1 そうまきはまち狩刺網漁業	許可日から 令和5年3月31日まで	〃
機船船びき網漁業	さより船びき網漁業	許可日から 令和5年6月30日まで	〃
こぎ刺網漁業	きすこぎ刺網漁業	許可日から 令和8年12月31日まで	〃
かご網漁業	かわはぎかご網漁業	許可日から 令和6年9月30日まで	〃
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業	許可日から 令和4年12月31日まで	〃
固定式刺網漁業	一重網(中海及び境水道を除く)	許可日から 令和8年3月31日まで	〃
	一重網漁業(中海及び境水道に限る)	許可日から 島根県の同種漁業許可の有効期間満了日まで	〃
	三重網(中海及び境水道を除く)	許可日から 令和5年10月31日まで	〃
	三重網漁業(中海及び境水道に限る)	許可日から 島根県の同種漁業許可の有効期間満了日まで	〃
	磯昼刺網漁業	許可日から令和7年12月31日まで	〃

(参考)

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間	備考
小型定置網漁業	小型定置網漁業(淀江地先)	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	有効期間：5年間(※1)
潜水器漁業	潜水器漁業	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	有効期間：1年間(※2)
あわび漁業	あわび漁業(御来屋地先)	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	〃
なまこ漁業	なまこ漁業(御来屋地先)	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	〃

【根拠法令】鳥取県漁業調整規則 抜粋

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 **5年 ※1**
- (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年
- (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 **1年 ※2**

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、**前項の期間より短い期間を定めることができる。** ※3